

やっぱり、ダメ!!

法廷内での 手錠・腰縄



このリーフレットを手にしていただいた皆様が、法廷内の手錠・腰縄問題について、考えていただくきっかけになれば、幸いです。この問題の解決に向けて、皆様のお力添えをお願いします。

近畿弁護士会連合会は、2017年12月1日、刑事法廷内の入退廷時に被告人に手錠・腰縄を使用しないことを求める決議を全会一致であげました。

この決議は、被告人の個人の尊厳を保持し、対等当事者としての地位、無罪推定の権利、防御権の保障・確保等のため、裁判官や刑事施設に対し、裁判が始まってからだけでなく、原告として被告人の入退廷時に手錠や腰縄を使用しないことを求めています。手錠や腰縄を使用できるのは、その被告人に逃亡や自傷・他害・器物損壊等を具体的なおそれがある場合に限られます。

これまで、私たち弁護士や弁護士会も、この問題について十分に自覚的ではなかったことを顧みて、今後は、被告人の入退廷時にも、手錠や腰縄が使用されることのないよう弁護活動を行う決意を表明しています。

※近畿弁護士会連合会とは、近畿地区(大阪高等裁判所の管轄区域)6府県の弁護士会によって構成される弁護士会の団体です。大会決議は、決議内容が実現するよう関係機関に送られます。



大阪弁護士会は、裁判傍聴に行かれた方、実際に逮捕・起訴されて手錠・腰縄を経験された方、被疑者・被告人の刑事弁護人として担当された弁護士の方にアンケートを実施しております。是非ともアンケートにご協力ください!

法廷内手錠・腰縄問題に関する取組みについて、大阪弁護士会ホームページで報告しておりますのでご覧ください。

<http://www.osakaben.or.jp/O1-aboutus/committee/room/tejo-koshinawa/index.php>





手錠は両方の手のひらを内側に向けてされるんです。なので、立って歩くときはどうしても前かがみでうつむいた姿勢になってしまう…まるで私が悪いです、すみませんと言わされているようです。手錠と腰縄を外して、法廷に入ることはできないのでしょうか。



刑事裁判を受ける人が手錠と腰縄をつけたまま法廷に入ってきた姿をみてびっくりしました。

でも、刑事裁判を受ける人が逃げないためには仕方ないのでは？
被告人の人権と逃亡の防止………4P・5P



裁判が始まったら、手錠と腰縄をはずしていますよね？
公判廷における身体拘束の原則………5P

悪いことをしたのだから、手錠と腰縄されてても、仕方がないのでは？
無罪推定の権利………5P



刑事裁判を受けるからって、そんな姿を人に見られてしまうの？
個人としての尊厳………4P

海外では、どうなってるの？
ヨーロッパや韓国の例………6P



刑事裁判を受ける人は手錠腰縄姿についてどう思ってるの？
アンケート………5P





なぜ刑事裁判を受ける人*は手錠と腰縄をつけたまま入廷するのでしょうか。

※犯罪を行ったと疑われて捜査の対象となった人(被疑者)や被告人のことをいいます。

逃走や他の人に暴力をふるったりすることを防ぐための措置といわれています。



でも、裁判が始まったら、手錠と腰縄を外していました。

法廷の中では刑事裁判を受ける人一人に対して少なくとも二人の刑務官が付き添い、監視しています。裁判が始まったら手錠と腰縄を外しているので、心配には当たらないと考えられます。



手錠と腰縄をされている姿を見られるのは、誰だって恥ずかしく、いい気持はしないと思います。

そのとおりですね。これまでも、手錠・腰縄をされている姿を人目にさらすことは、人権上問題があるとされてきました。

被告人の方から聞き取ったアンケートでも、傍聴人や裁判官に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて、「恥ずかしかった」「見られなくなかった」「屈辱的だった」「罪人だと思われる」と感じていると「屈辱的だった」「罪人だと思われる」と感じているという回答が多数ありました(P5アンケート参照)。



裁判が始まったら、手錠と腰縄をはずしていますよね？



解説① 公判廷における身体不拘束の原則とは
刑事裁判を受ける人が、裁判で言いたいことを言うよう、また、裁判が公平であることを保つために、公判廷においては、手錠や腰縄によって身体を拘束してはいけないという刑事裁判の原則があります。ですから、法廷の中では、手錠と腰縄を外す方向で考えなければなりません。



悪いことをしたのだから、手錠と腰縄をされても、仕方がないのでは？



解説② 無罪推定の権利とは

無罪推定の権利とは、刑事裁判で有罪が確定するまでは、罪を犯していないものとして扱わなければならないという権利のことをいいます。このため、裁判を受ける人は、無罪の人と同じように取り扱わなければなりません。無罪の推定は、憲法により保障されており、世界人権宣言や国際人権条約でも認められている刑事裁判の原則です。しかし、手錠と腰縄は、この扱いにふさわしいとはいえません。

刑事裁判を受ける人はどう思っているの？



解説③ 被疑者・被告人の方のアンケート集計結果から

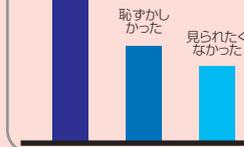
傍聴人に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて

恥ずかしかった
罪人であると思われる/見られなくなかった
屈辱的だった



裁判官に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて

罪人であると思われる/見られたと感じた
恥ずかしかった
見られなくなかった





諸外国では手錠をしているのですか？

ヨーロッパ

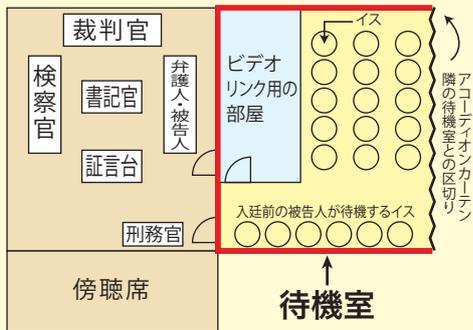
EUでは、法廷内で拘束具を使用すると被告人が有罪であると受け取られるおそれがあるので、そうならないようにするための適切な措置をとることが定められています(EU指令2016/343)。

近畿弁護士会連合会が、アイルランド、イングランド及びドイツを視察調査したところ、それらの国では、被告人は、身体拘束をされずに、法廷に出入りすることが当然であり、例外は極めてまれであることが確認されました。



韓国

韓国では、原則として、法廷内で一切の身体拘束をしていません。刑事法廷に直結する形で被告人用の待機室を設け、その中で、被告人の手錠を外したり、はめたりしています。



では、どのようにして改善していけばよいですか。

大阪弁護士会では、現状を改善する第1歩として、「**法廷内での手錠・腰縄の使用中止を求める申入書**」を作成し、これを弁護士を通して裁判所、拘置所に提出して、改善を求める活動をしています。

この申入書を受けて、改善が実現した例もあります。

【提案している改善の具体例】

- ①被告人が法廷に出入りする扉の前に衝立てを設け、そこで解錠・施錠する
- ②手錠等の解錠後、裁判官、傍聴人が入廷する



本来なら申入書がなくても、法廷内では手錠と腰縄が施されないようにする必要があるのでよね。

そのとおりです。ただ、この問題については、裁判所・拘置所だけでなく、我々弁護士も、これまで看過してきたという反省もあります。だからこそ、この問題は人権侵害であるという認識を共通にして、皆で早急に解決していかなければならないと思います。

